

り、かつ特に勅令により指定すること

は、かえつて不合理な結果を生ずるおそれありとの理由から、今回該部分を削除し、團体の指定による制限を受けないこととしております。以上が、政

府原案の要點でございます。

委員会においては、十月二十一日説明を聽き、十一月七日質疑に入り、次

いつまん御紹介申し上げます。

第一に、ひとり濱職及び秘密漏泄罪に限らず、経済法令の罰則統一に対する政府の所見いかんとの質疑に対し、現在の各種統制法令立案の過程は複雑であり、かつ内容も常に改廢されつゝあるので、これをすべて統一することは困難であるが、本法については、今

回統制方式の変化に伴い最少限度において整備したものである、なお今後罰則適用の範囲等についても考慮すべき問題があると考えており、なるべく統一をはかる方針である旨の答弁がありました。

第二に、第一條又は第二條の規定を適用すべき公益上の必要の有無は國会が判定し、これを適用すべきか否かも法律を以て定むべきである。本案第一條の二項及び第二條の二項のごとく、政府が判断し、政令をもつて罰則をこの表に追加するといふことは、政令の本質に反するものであります。これに対するものではないかとの質疑がなされたのであります。これに対する政府の見解は、本法においてはかかるものが營業、金庫及びこれに準ずるもの等であるかを明らかにしたもので、しかも刑罰はこの本法自体に規定してあ

るから、一般の犯罪構成要件は法律に

すでに規定されているといわなければ

ならない、従つて、その対象となるも

のを政令に委ねていても憲法違反とは考へないとのことであります。

第三に、第一條においては刑法規定の刑罰によることとなつております。おもなるものにつき、要点をか

り、かづとしております。以上が、政

府原案の要點でございます。

委員会においては、十月二十一日説

明を聽き、十一月七日質疑に入り、次

いつまん御紹介申し上げます。

第一に、ひとり濱職及び秘密漏泄罪に限らず、経済法令の罰則統一に対する政府の所見いかんとの質疑に対し、現在の各種統制法令立案の過程は複雑であり、かつ内容も常に改廢されつゝあるので、これをすべて統一することは困難であるが、本法については、今

回統制方式の変化に伴い最少限度において整備したものである、なお今後罰則適用の範囲等についても考慮すべき問題があると考えており、なるべく統一をはかる方針である旨の答弁がありま

た。

第四に、別表乙号十五の貿易組

合法による貿易組合及び貿易組合運合

会及び十六の百貨店法による百貨店組

合については、貿易組合法も百貨店法

も廃止されているから指定の必要はないのではないかとの質疑に對し、政府

もまたこれを認め、本案作成当時は同

廃止法律案が未提出であつたため指定

を削除し、第二に、別表乙号に指定する

貿易組合法による貿易運合、貿易組合

連合会及び百貨店法による百貨店組合

を削除し、第三に、同表に加工水産物

配給規則及び蔬菜及び漁物配給規則に

による公認荷受機関及び公認荷受機関を追加指定するものであつて、これら

の修正の理由につきましては、すで

に御紹介申し上げておりますので、こ

こに重複説明を省略いたします。

委員会は、修正案提案説明の後討論

に移り、各委員より、それぐ党を

代表して修正案に対する賛成意見の開

陳があり、次いで採決の結果、本案は

全会一致をもつて提案のごとく修正議

決いたしました次第であります。以

上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま

ることを認めたのであります。

第三に、第一條においては刑法規定

の刑罰によることとなつております。以上

は、効力をあげ得る確信の有無につき政府の

所信を質したるところ、本案制定の趣

意を認めました。

す。本案の委員長報告は修正であります。

す。本案は委員長報告通り決するに

効力をあげ得る確信の有無につき政府の

所信を質したるところ、本案制定の趣

意を認めました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め

ます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

第二十五條の三 資本の減少を行は

なければならない金融機関で株券を

金額を超えることができない。

(出資證券及び基金證券を含む。以

下同じ)を発行してゐるものは、

第二十七條第一項の認可を受けた

後、第二十八條第一項の公告とと

もに、當該金融機関の確定損を負

担すべき株主又は當該株主の株式

に質権を有する者で株主名簿(出

資者名簿)その他これに準ずるもの

を含む。以下同じ。に記載のある

者は、その株券を一定期間内に當

該金融機関に提出すべき旨を公告

しなければならない。

前項の期間は、一箇月以上二箇月の範囲内で、これを定めなければならぬ。

該金融機関に提出すべき旨を公告

しなければならない。

第二十五條第一項第三號の規定によ

る資本の減少は、第二十七條第一

項の認可を受けた最終処理方法書

書(以下決定最終処理方法書とい

ふ。に定めるところにより未拂込

株金(未拂込出資金を含む。以下

同じ。)の拂込をなさしめる金融機

関(以下未拂込株立徵收金融機関

といふ。)については第二十五條の

五第一項の拂込期日、その他の金

融機関については第一項の期間満

了の日(株券を發行してゐないも

のについては新勘定及び舊勘定の

区分の消滅の日)において、その效

力を生ずる。

第二十五條第一項第三號の規定によ

る拂込をなさしめる各株式につき拂込を

計算された確定額の整理賃額か

による資本の減少があつた場合において交付すべき新株券は、第一項の規定により提出のあつた株券につき、これに記載された「株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五条の四 未拂込株式^並微收金
融機關は、決定最終處理方法書に
定めるところにより未拂込株金の
拂込をなさしめる株式について、
第二十七條第一項の認可を受けた
後遅滞なく、指定時において株主
として株主名簿に記載された者
(指定時において第五十七條第二
項に規定する金融機關以外の金融
機關の株主として株主名簿に記載
された者について相續又は分割若
くは合併のあつた場合において
は、その一般承繼人、以下指定時株
主といふ。)以外の株主(指定時株
主でその後株主たらざることとな
り當該株式を再び取得した株主を
含む。)に對し、前條第一項の期間
(株券を發行してゐない金融機關
については、第二十八條第一項の
公告の日から一箇月以上二箇月の
範圍内でその定める期間)内に決
定最終處理方法書に定める當該株
式の未拂込株金の拂込をなすべき
旨を催告し、同時に、その株主及
びその株主の株式につき株主名簿
に質權者として記載された者に對
し、株主がその拂込をしないとき
はその催告は效力を失ひその株主
はその株式につき株主の權利を失
ふ旨を通知しなければならない。

定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の権利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主（指定時において信託法第三條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のあつた株式について）は、その際その株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ）に歸屬する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機關の指定時株主がその會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株金徵收金融機關に歸屬する。

項の規定により株式の歸屬した指定期株主、指定時株主でその後株主たらざることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。)に對する催告は、指定時に於てその株式の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これをなげまつり。但し、指定時株主がその氏名及び住所を金融機関に通知したときは、この限りでない。

第一項の拂込期日は、第二十五条の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

金融機関又は會社、經理廳急措法の特別經理會社(會社、經理廳急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社といふ。)が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關(第二號の株式については同號の金融機關、以下本條中同じ。)の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社(第二號の株式については同號の特別經理會社、以下本條中同じ。)の新勘定及び舊勘定の併合(舊勘定のみを設ける特別經理會社については舊勘定の廢止、以下同じ。)の日以前になされたときは、當該株主に對する拂込期日は、同項の規定にかかるらず、當

該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を經過した日とする。

一 金融機關又は特別經理會社の所有する株式 但し、信託會社の三條第二項の規定により株主名簿に信託財產である旨の記載のある株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社(信託業務を兼營する銀行を含む。)の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資產の目録に記載のある株式(以下信託株式といふ。)を除く。

二 信託株式で、金融機關又は特別經理會社がその信託の委託者であるもの。

第二十五條の六 前條第一項の規定により催告があつた株式が左の各号の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金(出資金を含む。以下同じ。)拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一 法人(國を含み、相續人のあること)が明かでない場合において法人とせられた相續財產を除く。以下同じ。以外の者の所有する株式

者がその信託の委託者であるもの

第二十五條の七 第二十五條の五第一項の規定により催告があつた株式が前條各號に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、未拂込株金徵收金融機關は、その株主が未拂込株の拂込をしない株式を競賣法の規定に従ひ競賣し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をなすことは、これを妨げない。

商法第二百十四條第二項及び第三項の規定(譲渡人の責任に關する部分を除く。)は、前項の場合に、これを準用する。

商法第三百九十二條及び第三百九十三條並びに非訟事件手續法第二百三十五條ノ二十四及び第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六の規定は、未拂込株金徵收金融機關が第一項の株主に株金の拂込をなさしめる場合に、これを適用する。

第一項の規定により競賣をなすもその結果を得られなかつたときは又は相當の期間内に同項の規定による賣却をなさなかつたときは、未拂込株金徵收金融機關は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百十四條第三項の規定(譲渡人の責任に關する部分を除く。)を準用する。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

第二十五條の五第一項の規定
は、第四項の通知に、これを準用
する。

いて、その株主は、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において第二十五條の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の権利を失ふ。この場合においては、同項の規定による催告のあつたその他の株式に係る株金拂込請求権は、第二十五條第三項の規定にかかはらず、消滅しない。

前項の場合において、當該株主がいづれの株式について株主の權利を失ふかを確定するために必要な事項は、主務大臣がこれを定めること。

いては拂込期日)において、第二十五条の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の権利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五条の十、企業再建整備法の特別整理株式會社(同法第五十一条の規定により同法の規定を準用される者を含む。)の發行する株式のうち、企業再建整備法第十二条の規定に基く命令の定めるところにより金融機關が株金拂込の義務を免れるとともに、株主の権利を失ふとした株式以外の株式に係る株金拂込請求権は、第二十五条第三項の規定にかかるはらず消滅しない。

第二十五条の十一 金融機關(金融

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
第二十五條の十二 特別經理會社
(特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式についてはその受託者)が、當該特別經理會社(特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別經理會社以降勘定及び新勘定の併合の日(企業再建築法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社については整備計畫の全部の實行を終つた日)以後、第二十五條の五第一項じ)後、第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

閉鎖機関に譲属する。
定により株主の権利を失つた株式
について、主務大臣の指定する日
までに、第二十五条の五第一項の
規定による當該株式の拂込催告額
に相當する金額を提供してこれを
買ひ受けることを申し出たときは
は、未拂込株金徵收金融機関は、
その金額を以て、當該閉鎖機関に
その株式を譲渡しなければならな
い。

該金融機關に歸属した株式について、同條第二項の規定により主務大臣の指定する日（同日以前に閉鎖機関に譲渡された株式については、その譲渡のあつた日）まで、議決権を有する。

前項の場合においては、未拂込株金徴収金融機關は、主務大臣の定めるところにより、同項の株式について、その議決権の行使を、閉鎖機関第十九條の規定による當該閉鎖機關の特殊整理人に委任しなければならない。この場合においては、當該特殊整理人は、その委任を受けることを拒むことがで

きない。

は、第二十五條の五第一項の規定
による。

第二十五條の八 第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が金融機関である場合において、當該金融機関に對し第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その催告の、あつた株式を株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに區分し、その區分の異なることに同項第七號又は第九號の規定により確定損の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株當り拂込催告額で除して得た數（一未満の端數があるときは、その端數は切り上げ

者)が特別經理會社である場合に於いて、當該特別經理會社に対し企業再建築整備法第十九條の規定の適用又は准用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拡込催告額の異なるものごとに區分し、當該區分に屬する株式の數に同法第十八條の決定整備計畫に定める同法第六條第十號の割合を乘して得た數(一未滿の端數があるときは、その數は切り上げる。)の當該區分に屬する株式について、その株主は、當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日(同法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社が舊勘定及び新勘定の併合の日後整備計畫の全部の實行を終る日前)その催告を受けた場合にお

金融機関が信託の委託者である場合における信託株式についての規定は、第二十五条の五第一項の規定によつて、當該金融機関に對し前に第二十四条第一項第七號又は第九號の規定の適用があつたときは、若し當該催告が當該金融機関の新勘定及び舊勘定の區分消滅前にあつたならば、第二十五條の八第一項の規定によりその株主の権利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五条の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主

において、當該特別經理會社に對し
前に同法第十九條の規定の適用又
は準用があつたときは、若し當該
催告がその舊勘定及び新勘定の
併合の日前にあつたならば第二十
五條の九第一項の規定により當該
特別經理會社が株主の權利を失ふ
べきであつた株式について、その
株主は、その拂込期日において、
第二十五條の五第一項の催告に係
る株金拂込の義務を免れるととも
に、株主の權利を失ふ。
第二十五條の八第二項の規定
は、前項の場合に、これを準用す
る。

式については當該金融機関に歸屬した日後 の相當の時期に、決定最終處理方法書に定めるところにより、競賣その他の方法により、これを處分しなければならない。第二十五條の四第二項本文の規定により、未拂込株金徵收金融機関に歸屬した株式がある場合において、その株式についても、また同様とする。

第二項に規定する株式については、同項の規定により主務大臣の指定する日以前に處分をなすも、その處分は效力を有しない。

第二十五條の十四 閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた場合においては、商法第二百四十一條第二項の規定にかかるらず、未拂込株金徵收金融機関は前條第一項の規定により當

官報号外
昭和二十二年十一月十九日

社たる法人もあるわけであります。これらのものの未拂込資本金の拂込債務は旧勘定に属することとなつておりますから、再建整備の一般原則に従つて打切り整理せられることは当然であります。

一の原則によつたものであります。本案は、去る十月二十四日本委員会に付託されたものでありますて、十一月一日政府より提案理由の説明を聽取いたし、ただちに審議に入りまして、爾來三回にわたり熱心に審議いたしましたのであります。

その他二、三の質疑がございましたが、詳しくは会議録に譲りたいと存じます。

臣をおきめにならずして、總理大臣、議院の権力をされておるのでありまするが、うるところ、政府の方針といたしましては、いま議会の問題になつておなすする石炭國管問題の解決後において、林大臣を専任するようにおきめにましているようであります。本日の新聞上におきましても、あえて急がないうようなお氣持にあるようあります。

が、供出割当量におきましては昨年よります。先般政府より発表されたる数字によりますと、二十三年度の食糧事情は、少くとも百八十万三千トンの輸入を仰がなければならぬといふことは、世間的に窮乏を傳えておる今日、百八十八万トンの輸入を懇請しなければわが日本食糧の供給が達成できないといふべきです。申し上げるまでもなく、食糧は世界的問題に窮乏を傳えておる今日、百八十八万トンの輸入を懇請しなければわが國の食糧供給が達成できないといふべきです。申しますときに、この供出が完全に行われ、國民こそつてわが國の食糧問題を解決するといふこの熱意があつて、初めて百八十八万トンの輸入が許されるのであります。

次に、再建整備中の金融機関が解散した場合の措置に関する部分であります。ですが、再建整備法により整備中の金融機関が解散した場合は、再建整備の整理と清算措置との調整をいかにするかということについて問題を生ずるので、その調整に関し、大要次のようになります。まず、解散金融機関の作成する財産目録及び貸借対照表並びに債権者に対する債権の申出の催告は新勘定に関するもののみに限定して、旧勘定については清算措置をとらないことといたします。次に、新勘定に属する債務の弁済は旧勘定による最終処理が完了するまで再建整備による最終処理が完了するまで

る、一つは、集中排除との関係がどうなるかということ、もう一つは、その問題はどうであろうとも、新事態における日本の金融機構をどうするかという問題である、後者については金融制度調査会その他よりいろいろと答申も受けているし、次の國会までには銀行法その他各業法にわたりて新しい構想を練りたいと考えている、その前者については、政府は何ら具体案を現在おつてないとの答弁がありました。

次に、個人に対する未拂抵微收金額はどのくらいになるかといふ質疑に対し、政府より、ただいまのところ損失の見込額が各銀行別に未だ十分計算ができていないし、それぞれ株主の態様等も銀行によつて非常に異つてるので、今しばらく待たなければ自信ある答弁はむづかしい、ただ全体的に申して、われわれの感じでは、個人に対する分はそれほど大きくなりないと考へておるとの答弁がなされました。

○安平庵一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、森幸太郎君提出、專任農林大臣任命に關する緊急質問及び木村公平君提出、官紀端正に關する緊急質問を逐次提出されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

専任農林大臣任命に關する緊急質問を許可いたします。提出者森幸太郎君若

に審議の途上にある法案におきま
も、主務大臣としてその法案の取
方に對しましては慎重にいたさな
ばならない重大なる法案であります
しかるに、兼轄農林大臣といたし
て未だ一回もみずから求めて農林
会に御出席がありません。(拍手)
石炭國家管理法案との農林大臣
ういう關係があるのでありますか
は、今日日本の農林行政を悪う
に、一日も主務大臣を久くよくな
はたいへんなことと考えておるの
ります。(拍手)片山總理大臣は、
日本のこの現状をどう認識されて
のでありますか。

○森幸太郎君 私は、片山総理大臣に対しまして、農林大臣罷免後における政府の方針についてお尋ねいたしました。と存するのであります。

たとえば、今問題になつております食糧問題につきましても、本年度に比較いたしまして、やや生産は下まわりのようであります。(一)
害があり、一部旱害あるいは病虫害のために、昨年度よりは生産額において多少下まわりと考えるのであります。

ます
は昨
年量
部水
害の
して
るの
るこ
ると
する

制約によりまして熱源を失つておる國民
民あえて六大都市だけではありますま
ん、全國至るところ、薪炭の不足は大
きの欠乏と相まって、どうしてこの冬
空を過さんかと國民は不安に満ちてお
ります。この薪炭を撮つてお
るところの林野局長官は、死亡いたし

官報号外

たなりに未だに補欠をいたさぬではな
いか。(拍手)かような行政の状態で、
はたして内閣總理大臣はわが農林行政
に關心をおもになつておられるので

あるか。一日も早く私は専任農林大臣をおきめになつて、そして國民に対して農林行政の徹底するようにお取計らい

になるのが、まだもつて第一の仕事であると考えます。

この農林大臣と石炭國管案と何らの關係がないにもかかわらず、これに結びつけて、この國管案が終らなければ農林大臣をきめないというような政府の御方針は、はなはだ私は遺憾に存ずるのであります。この点に対する總理大臣の御所見を承りたいと存じます。なお御答弁によりましては、さらにお尋ねいたすこと申し上げておきます。

て、特に供出問題、あるいは目下御審議中の法案の進行につきましては、政府は十分なる熱意を表わしておることをこの機会に申し上げておく次第であります。(拍手)

は、乗務員の不正出しが続出いたしました結果、大阪府の警察部長から立ち直りを受けておる事実もある。たまこのときにおきまして、読賣新聞紙の傳うるところによりますればおそらくこれは誤傳報報ではありますまい。青森駅で、乗務員の待合室で改めて交渉のために、列車二本が待合室

「——書があるのです。」

これをお願するに、現内閣は、世上で新ばか政策といつておるところの新物價政策のことき暴劣極まるところの政治を行つて、一方においては物價をどんどん上げる、六十五倍まで引上げる、他方においては月給を上げない、その世上いわゆる新ばか政策のため二、三のことをうなづいておる事半ば文書

その時間を励行せずに、組合側の方が管理部長のところへ交渉に参ったのであります。これが予定の発車に間に合いませんので、機関助役が注意をしまして、ようやく機関助手の乗車を促したのですが、その結果といたしまして、一つは十三分、片方は二十八分遅れたといひ事実でござります。このことは非常に遺憾なことでございまして、要するに労働組合の運営が十分に連絡がうまくいかなかつたと云ふことでござりますから、今後われわれは労働組合と緊密なる協力のも

とに、われは國鉄の傳統的な時間の正確をいうことの光輝あるこの歴史に汚点を印しないように努力いたしたい。

と有しておる次第でございまして、
後このことにつきましては十分注意い
たす所存でございます。(拍手)

〔國務大臣片山哲君〕

実なる事実に基きまして、十分処理をいたす次第であります。(拍手)

は公報をもつて通知いたします。本日
はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散會

內閣總理大臣 片山
大藏大臣 栗栖 趙天君
司法大臣 鈴木 義男

厚生大臣一松定吉君
運輸大臣水谷長三郎君
商工大臣苦米地義三君

出席政府委員
司法院務官 國宗 榮君
運輸政務次官 田中源三郎君

卷之三

卷之三

11

卷之三

発行 東京都新宿区市ヶ谷本村町
印 刷 局